

## ごみ減量啓発バス事業実施要領

### 〔趣旨〕

第1条 この要領は、令和6年度のごみ減量啓発バス（以下「バス」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

### 〔目的〕

第2条 バスは、清掃工場、リサイクル関係施設等ごみ処理施設の見学を通して、市民にごみに係る現状の認識を促し、もってごみの減量・資源化に対する意識の高揚と普及啓発に寄与することを目的として運行する。

### 〔利用可能な団体〕

第3条 バスを利用できる団体は、次のとおりとする。

- (1) 船橋市自治会連合協議会・地区連絡協議会・町会・自治会
- (2) 市内小中学校PTA
- (3) 廃棄物減量等推進員
- (4) その他市長が認める団体

### 〔利用の制限等〕

第4条 市長は、第2条の規定から逸脱していると判断した場合、バスの利用を制限することができる。

- (1) バスの運転は、原則としてクリーン推進課職員が行う。
- (2) 車内での飲食は禁止とする。
- (3) バスを利用している間の飲酒は禁止とする。
- (4) 車内は禁酒・禁煙とし、ごみは車内に残さず持ち帰るものとする。
- (5) 乗車中、利用者は同乗するクリーン推進課職員の指示に従わなければならない。また、指示事項が守られず、安全が確保されないと判断した場合等は、運行を中止することができる。
- (6) 天災等により安全運転に支障があると判断した場合は、運行を中止することができる。
- (7) 各団体のバスの利用回数は、原則として1年度1回とする。
- (8) 運行範囲は、原則として市内とする。

〔運行日〕

第5条 バスの運行日は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び市長が指定する日を除く。

2 市長が特に必要と認める場合は、前項に掲げる運行日以外に運行するものとする。

〔運行時間〕

第6条 バスの運行時間は、午前9時00分から午後4時00分までとする。

〔運行回数〕

第7条 バスの運行回数は、前期(利用日が令和6年6月1日から9月30日まで)8回、全期(利用日が令和6年6月1日から令和7年3月31日まで)16回を上限とする。

〔乗車人員〕

第8条 バスの乗車人員は、原則として10名以上26名以下とする。

〔利用料〕

第9条 バスの利用料は、無料とする。

〔募集方法〕

第10条 バスを利用しようとする団体の募集は、広報ふなばし、市ホームページ等で行うものとする。

〔利用申請〕

第11条 バスを利用しようとする団体は、次条に定める募集期間内にごみ減量啓発バス利用申請書(第1号様式)により申請しなければならない。

2 バスの利用申請方法は、次のとおりとする。

(1) クリーン推進課窓口へ持参

(受付: 開庁日の午前9時00分から午後5時00分まで)

(2) 郵送

(3) E-mail

(4) FAX

3 バスの利用申請期間は、次条に掲げる募集期間とする。ただし、郵送によ

る申請については、前期及び後期の各募集期間末日の前日の消印があるものまでを有効とする。

- 4 バスの利用申請があった場合は、ごみ減量啓発バス利用申請受付票（第2号様式）を、翌開庁日までに発送もしくは交付するものとする。

〔募集期間〕

- 第12条 バスを利用しようとする団体の募集は、広報ふなばし、市ホームページ等で行うものとする。また、前期及び後期（利用日が令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）に分けて募集を行うものとする。

〔利用可否の決定等〕

- 第13条 市長は、バスの利用申請をした団体（以下「申請団体」という。）の数が募集团体の数を上回らない場合は、申請団体のバスの利用を内定するものとする。

- 2 市長は、申請団体の数が募集团体の数を上回る場合は、抽選によりバスの利用を内定する団体（以下「内定団体」という）を決定するものとする。

- 3 内定団体は、見学コースについてクリーン推進課職員と協議のうえ、利用日の前月20日までに、ごみ減量啓発バス見学コース申請書（第3号様式）により申請しなければならない。

- 4 市長は、ごみ減量啓発バス利用可否決定通知書（第4号様式）にて、申請団体へ利用の可否を通知するものとする。

〔抽選〕

- 第14条 抽選は、前期は令和6年5月15日、後期は令和6年9月13日に各期午前10時00分から行うものとする。

- 2 抽選の際は、ごみ減量啓発バス事業に関係のないクリーン推進課以外の所属の職員2名が立ち会うものとする。

- 3 第13条第2項の規定により抽選を行った場合は、抽選の結果を速やかに市ホームページ及びクリーン推進課窓口にて公開するものとする。また、ごみ減量啓発バス公開抽選結果通知書（第5号様式）にて申請団体へ通知するものとする。

〔補欠〕

- 第15条 市長は、前条の規定に基づき公開抽選を実施する場合は、利用決定

に至らなかった申請団体を、順位を定めた上で補欠とする。

2 市長は、内定団体がバスを利用しない場合は、前項の規定により補欠とした団体に対して順位に従いバスの利用を決定することができる。

3 第2項の規定により利用を決定された団体は、第11条第1項の規定による申請を行うものとする。

〔権利の譲渡等の禁止〕

第16条 内定団体は、バスを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

〔利用日の変更及び取消の制限〕

第17条 内定団体は、バスの利用日の変更又は取消をしようとするときは、利用日の2週間前までにごみ減量啓発バス利用（変更・中止）届出書（第6号様式）を提出するものとする。

〔報告〕

第18条 バスを利用した団体は、利用が終了した時点で、ごみ減量啓発バス利用報告書（第7号様式）を提出するものとする。

〔その他〕

第19条 この要領に定めるものの他、必要なものは市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。